

京都市告示第 681号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市太秦老人いこいの家 及び京都市太秦児童館	京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地 の1 京都市太秦児童館運営委員会	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで
京都市紫野児童館及び 京都市北老人福祉センター	京都市下京区西木屋町通上ノ口上 る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉 協議会	同 上
京都市修学院児童館	京都市左京区一乗寺燈籠本町26 番地 京都市修学院児童館運営委員 会	平成28年4月1 日から平成32年 3月31日まで
京都市清水児童館及び 京都市東山老人福祉センター	京都市下京区西木屋町通上ノ口上 る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉 協議会	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで
京都市勸修児童館	京都市山科区西野山中臣町38番 地 京都市勸修児童館運営委員会	平成28年4月1 日から平成32年 3月31日まで
京都市安井児童館	京都市右京区太秦安井奥畑町22 番地の18 京都市安井児童館運営委員会	同 上
京都市淀児童館及び 京都市淀老人福祉センター	京都市伏見区淀池上町151番地 の10 社会福祉法人淀福祉会	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)